

独立行政法人酒類総合研究所 令和2年度計画

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）の令和2年度の計画は、平成28年度から始まった第4期の中期目標の期間の最終年度としての位置付けを十分に認識し、中期計画の達成に向けて、年度ごとに達成すべき目標が定められているものは、その業務内容をより具体的に記載するとともに、5年後の目標が定められているものは、その達成に努める。

計画の実施に当たっては、「独立行政法人酒類総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」（平成27年9月8日財務省）及び「平成27年度末に中期目標期間が終了する財務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について（意見）」（平成27年11月17日付独評委第45号）の趣旨を十分に踏まえて行うものとする。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

研究開発業務の実施に当たっては、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策も踏まえつつ、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、研究計画段階から国税庁と密接に連携し、研究開発成果の最大化に向けて取り組む。得られた成果については、外部評価結果などを活用し、自己評価を行う。

(1) 適正課税及び適正表示の確保

国税庁の税務行政に直結する業務に重点的に取り組むことを基本とし、適正課税、適正表示確保のため、次の取組を実施する。

イ 適正課税及び適正表示の確保のため、国税庁からの依頼試験・分析及び浮ひようの校正等については、定められた期間内に実施・報告する。

また、国税庁からの依頼に適切に対応するため、必要な分析手法の開発を行う。

ロ 国税庁からの依頼に基づき、国税庁所定分析法の改良に協力するとともに、国税局鑑定官室で行う分析の技能試験等を実施する。

酒類に関する分析法については、関連情報を収集するとともに、必要に応じて、「独立行政法人酒類総合研究所標準分析法」を改訂する。

ハ 酒税行政に携わる国税庁職員を対象とした研修の実施については、清酒醸造研修等年間4件以上協力する。

ニ 酒類の適正表示の確保及び産地による識別を検討するため、ワイン関係では、これまでに、日本ワイン、輸入ワイン及びその他の国内製造ワインについて、

無機成分及び安定同位体比により識別できる可能性を見出したことを受け、今年度は、本識別法の精度等へ影響を与えることが想定されるブドウの年次変動と品種間差異の程度を評価する。また、新たに、ワインへの補糖量の推定法の開発に取り組む。

清酒関係では、これまでに、海外産清酒及び国内産清酒を無機成分により高精度で判別する方法を開発しており、今年度は、さらに本判別方法を応用して、国内における産地ごとの特徴の違いや傾向を明らかにするべく研究開発を行う。また、その精米歩合の推定法については、昨年度までに得られた検証データをもとに、予測の妥当性について検討を行う。

(2) 酒類の品質及び安全性の確保

酒類の品質及び安全性の確保は、「酒類業の健全な発達」の実現のために重要なことから、国税庁及び関係機関と連携して次の取組を実施する。

イ 国税庁において定められた「酒類の地理的表示に関する表示基準」が改正されたことから、産地における酒類の特性を維持するための管理を支援するなど要請に応じて当該制度の適切な運用のための取組を実施する。

ロ 酒類業界等が主催する鑑評会、地理的表示の管理団体が行う品質評価等の業務については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査員の派遣、後援などの支援を行う。

ハ 酒類の製造及び販売並びに酒造技術指導に従事する者に対して、清酒の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及を図る。また、試験に合格し、かつ、申請書により清酒の官能評価経験等について一定の基準を満たしていると認められる者には清酒専門評価者の認定を行う。

ニ 酒類の汚染微生物の管理技術の確立のため、汚染微生物の酒類中の生育及び代謝を解析し、生育抑制及び早期検出の可能性について検討する。

また、酒類製造で使用される麹菌の安全性を担保するべく、麹菌の二次代謝物の安全性の精査及びこれまでに培った基盤技術を活かした有用な二次代謝物の生産制御の検証を実施する。さらに、本研究の基盤技術向上のため、麹菌の育種技術の効率化や変異導入精度の検証もあわせて行う。

上記の研究成果等は、国税庁へ情報提供するとともに、消費者等へ必要な情報を発信する。

なお、新たに酒類の安全性に関わる重大な問題が明らかになった場合は、優先して取り組む。

ホ 酒類の品質及び安全性を確保するため、国内外の状況等を踏まえ、国税庁か

らの依頼分析等については、定められた期間内に実施、報告する。

特に、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故により対応することとなった酒類等の放射性物質に関する分析については、酒類の安全性確保に資する観点から、引き続き適切に対応する。

(3) 技術力の維持強化の支援

日本産酒類の競争力を更に高めることにより、クールジャパンを推進する観点から、酒類製造者の技術力の維持強化の支援のため、公設試験研究機関や製造関係者等の要望を幅広く踏まえつつ、研究開発、鑑評会、講習の各種取組を次のとおり実施する。

イ 特徴ある製品開発等に向けての技術力の強化を支援するため、次の研究開発を実施し、その成果を広く普及するとともに、酒類製造者による活用を目指す。また、要望に応じ、醸造微生物の保存を実施する。

清酒の製造技術については、引き続き、成分データの蓄積及び官能評価との関連を解析するとともに、香りに特徴を有する清酒の醸造方法の確立を目指す。

清酒の原料米については、引き続き精米歩合及び米品種と原料米タンパク質組成の関係を解析し、品質への影響を明らかにする。また、原料米のデンプンの老化について、製造工程で重要とされる蒸米吸水率の影響を明らかにする。

酵母については、ゲノム情報の蓄積と系統解析の成果を活用し、実用性が高い酵母菌株の精密識別マーカーを開発するとともに、各種醸造特性指標等の解析を進める。また、より効率的な酵母菌株評価を目的とし、清酒酵母の減数分裂時組換え能の回復した菌株を造成する。さらに、メタボローム解析手法を用い、優良清酒酵母の効率的な育種方法における実証試験を行うことで、清酒酵母の開発を支援する。

黒麹菌については、育種技術として有性生殖の可能性について引き続き検討するとともに、酵素生産に関わる転写因子を探査し、その機能を明らかにすることを目指す。

クラフトビール製造については、特徴ある製品開発に寄与するべく、香味などの特徴に対する各種ホップの影響の解析を行う。

ロ 令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金については、外国向けの新商品開発や輸出の拡大に向かってチャレンジする酒類製造者の技術力強化を支援するとともに、日本産酒類のブランド価値向上を図る目的で、日本産酒類の特性や魅力、製造技術等に係る研究開発の拡充に活用する。

第一に、「地理的表示（GI）等におけるテロワールの活用」として、酒類の原料産地を取り巻く土壌や気候といったあらゆる環境（テロワール）をブランド価値向上のためのストーリーとするための科学的根拠を明らかにすることを

目指す。

清酒については、原料米の品質や産地等が、清酒の品質にどのような影響を与えるか、メタボローム解析等の手法を用い、解明を進める。

日本ワインについては、産地による酒質の特徴の違いを明らかにし、テロワールの解明につなげる。また、醸造用ブドウの成分とワインの品質成分との関連について検討を行う。

酒類に使用する醸造微生物については、酵母菌株と酒質等の関係性を解析することで清酒と焼酎を特徴づける酵母の特性解明を行う。また、麹菌群と *A. flavus* 群のパンゲノム解析により、より強固な安全性確認の基盤とともに、清酒の品質特性への影響を解明するための基盤とするため、麹菌群の環境適応進化について解析する。

第二に、「海外における焼酎等のブランド力向上」として、世界の蒸留酒と比較して、焼酎等の国産蒸留酒にどのような強みがあるか解明するべく、本格焼酎や国産ジンに使用されている原料に特徴的な成分があるか探索を行う。

ハ　酒類醸造講習については、意欲のある醸造技術者を育成するため、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などのほか、業界ニーズも踏まえつつ、酒類総研の最新の研究成果等を取り入れ、内容を充実させることとする。清酒コース、清酒短期コース、短期製麹コースを日本酒造組合中央会と、ワインコースを日本ワイナリー協会と、ビールに関しては、業界のニーズを踏まえ、第4期中期目標の期間当初の予定に追加してビール短期コースを全国地ビール醸造者協議会との共催で実施する。

ニ　酒類の品質及び酒造技術の向上に資するため、業界ニーズを踏まえつつ、鑑評会を関係業界団体との共催により実施する。製造技術研究会の開催については、コロナウィルス対策等の社会情勢を踏まえて検討する。実施に際しては、品質確保に資する理化学分析の実施、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

また、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、共催相手の意向に配意して、成績優秀酒の出品者を表彰するとともに、出品酒の酒質等の傾向は年次報告書「酒類総合研究所報告」に掲載する。

(4) 日本産酒類の輸出促進

「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指すこととされ、「未来投資戦略 2018」（平成30年6月15日閣議決定）においても同目標が掲げられていることを踏まえ、日本産酒類の輸出促進のため、次の取組を実施する。

イ 清酒については、高温下で長期輸送・保管しても、清酒の貯蔵劣化臭である老香が生じにくい商品開発につながる新開発の酵母(DMTSの前駆物質低生産酵母)を広く清酒製造者で使用できるよう、実用上の課題となる醸造特性を解析し、その対策等に取り組む。

また、清酒の熟成については、その品質への効果を明らかにし、ブランディングにつなげるため、熟成により生まれる成分の調査等を行う。

焼酎については、本格焼酎の特徴を海外にわかりやすく伝えることを目的に、これまでに得られた本格焼酎の品質に寄与する32成分の分類結果及び香りの標準物質を基に、フレーバーホイールを作成し、その普及に努める。さらに、製造技術向上に資するため、品質に寄与することが推定された成分の生成機構を解析する。

ロ 福島第一原子力発電所の事故を受け、依然として輸入規制を継続している国があることに鑑み、輸出酒類の放射性物質の分析を国税庁と連携して実施する。

ハ 台湾向け輸出酒類の受託分析及びEU向け輸出ワインの証明書等の発行については、関連情報の収集に努め、分析精度管理を行い適切に実施することとし、受付日から原則として20業務日以内に結果を通知する。

EU向け日本ワインの輸出に係る自己証明業務については、自己証明製造者の承認及び承認後の確認業務を実施する。

ニ お酒のはなしや多国語版リーフレット等の活用拡大、英語版ホームページの充実等により、日本産酒類の安全性、特性や魅力を海外に向け幅広く発信する。

ホ 日本産酒類の魅力や正しい知識の海外への発信力を強化する観点から、海外の酒類教育機関等に協力し、コアとなる人材の育成に貢献するとともに、日本産酒類の振興を目的とした海外の酒類コンクール等のイベントについては、要請に応じて職員を派遣するなどの協力をを行う。

ヘ 日本産酒類に係る英語表現の標準化については、公開している清酒及び焼酎の英語表現リストを利用者からの意見を参考に修正しつつ、活用促進に向けた取組を推進する。

ト 「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)において示された、日本産酒類の競争力強化・海外展開推進を図るために、国税庁と連携し、酒類等に使用する食品添加物の安全性及び有効性に関する試験等を引き続き進める。

特に、日EU・EPAを受け、優先して取り組むとされたもののうち、酒類総研で対応が必要な7品目については、厚生労働省に対し食品添加物指定要請

を了しているが、今後審議の過程で追加試験等が必要になった場合には、適切に対応する。

(5) 地域振興の推進

イ 酒類の地域ブランド確立に資するため、次の研究開発を実施する。

原料米については、引き続き、各地域で育成・栽培された酒造用原料米の醸造適性試験を行うとともに、これまでに蓄積されたデータから地域特性を明らかにする。また、気象データからの米質予測を行うほか、原料米の簡易溶解性判定方法を開発する。

日本ワインの品質向上に関する研究については、(3)ロのとおり、「技術力維持強化の支援」に資するものとして、拡充して実施する。

なお、要請に応じて、地域における技術基盤の強化及び新規な醸造微生物や酒類等の開発を引き続き支援する。

ロ 地域の要望も踏まえ公設試験研究機関、大学、業界団体等との交流や連携を積極的に行う。

また、国税局鑑定官室と連携して公設試験研究機関や製造関係者等との意見交換を行い、得られた課題等のうち、酒類総研が実施すべきものについては業務に反映させ、確実に実施する。

ハ 公設試験研究機関等と連携し、セミナーの共催実施、講師派遣など地域ブランド確立を支援する取組を実施する。

ニ 地域の活性化に積極的に貢献するため、各種団体等と連携してイベント等への参加及び協力をを行う。

(6) 関係機関との連携の推進

酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関であることから、酒類に関するナショナルセンターとしての機能をより一層高めるよう、関係機関と連携して次の取組を実施する。

イ 民間機関等との共同研究を積極的に進め、年30件以上実施するとともに、競争的研究資金等の獲得に努める。

ロ 博士課程修了者（ポストドクター）及び酒造技術者、大学院生等の研究生を受け入れ、研究の活性化、人材の育成及び能力強化に寄与する。

また、各種制度を活用して、海外からの研究者または研修員を受け入れる。

ハ 国、大学、産業界等との交流を積極的に進めるという観点から产学研連携の交流会、フォーラム等に積極的に参加するとともに、講師を派遣し連携を推進するほか酒類総研の研究成果の普及を図る。

また、国立大学法人教員等への職員の就任を受け入れるとともに、公的機関及び民間団体等からの要請に応じて各種委員に就任し、酒類に関する専門家としての立場から社会的貢献を行う。

さらに、日本産酒類の競争力強化に向けた連携促進を支援するためのコーディネーターを設置し、酒類製造技術や品質等に関する知見の活用及び関係機関との連携を進める。

ニ 保有する微生物資源、麹菌のEST解析に用いたcDNA等の遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、分譲規程に基づき、要請に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から10業務日以内に処理する。

また、遺伝子資源の体系的整理、保存については、担当部門が責任を持って行うとともに、保存菌株及び関連情報の充実に努める。

ホ 日本醸造学会など関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を、学会及び団体を単位として年15件以上行い、社会への知的貢献を行う。

また、一部の研究会については、その運営を支援する。

ヘ 海外酒類教育機関、国際機関と連携し、要請に応じてセミナー等の開催や講師の派遣等を行う。

(7) 情報発信・その他国民サービスの充実

行政ニーズ等に的確に対応するとともに、日本産酒類に関する専門知識等の内外への普及・啓発を図っていくため、次の取組を実施する。

イ 研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、論文を学術雑誌等に公表する。また、論文の概要を四半期毎にデータベース化し、ホームページで公表する。

また、特許については、職務発明の内容等を精査した上で、費用等も考慮して必要と判断したものについて出願する。

なお、酒類産業の振興につながる知見、技術については、国税庁と連携して酒類業界等への普及を図る。

さらに、特に重要な成果については、マスコミに情報を提供する。

ロ 研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年1回発行する。

また、酒類総研の成果、業務等を消費者にも分かりやすく解説した広報誌「エ

ヌリブ」を年2回発行するとともに、ホームページにより公開する。

ハ 行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理して冊子やインターネット等の各種媒体を通じて情報を提供する。

また、消費者等を対象として、酒類に関する知識等を広く普及するため、講師派遣などの取組を実施する。

ニ 酒類総研の研究成果等を関係者に広く周知するための「酒類総合研究所講演会」の開催は、コロナウイルス対策等の社会情勢を踏まえつつ検討する。実施に際しては、清酒製造業者等が多数集まる全国新酒鑑評会製造技術研究会の開催に併せて行うとともに、内容の工夫にも努める。

ホ 国内外の機関が実施するシンポジウム、研究会及び酒類業界等が行う講演会等には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、酒類総研の研究成果の普及を図る。

ヘ 酒類及び酒類業に関する消費者等からの問合せについては相談窓口を設け、問合せ内容に応じて担当の職員が対応するよう調整を行う。

また、問合せに対しては、原則として翌業務日までに処理する。

ト 科学技術に親しみ、酒類に関する理解を深める機会を 국민に提供するため、酒類製造実験棟の見学を積極的に受け入れる。公開に当たっては、ホームページ等により見学案内を広く一般に周知するとともに、分かりやすい展示や平易な説明を行い、見学者の酒類に対する関心と理解を深める。

また、年1回行われる広島中央サイエンスパークの施設公開にも参加する。

チ 公設試験研究機関、民間等からの受託分析等については、酒類総研が開発した手法によるものや高い分析精度が求められるものなど、酒類総研で直接実施する必要が高いものについて実施し、それ以外は民間分析機関等を紹介する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

(1) 業務改革

「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のＩＣＴ化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等に準じ、ＩＣＴの活用による業務・システムの最適化や業務実施体制の見直し、情報提供の充実化などの業務改革に、適切な情報セキュリティ対策を踏まえつつ取り組む。

研究及び調査において必要となる分析のうち、民間に依頼した方が効率的なもの等酒類総研が直接実施する必要性が高くないものについては、引き続き、民間

事業者等に分析を委託する。

(2) 経費の削減

既存の業務の見直しや外部委託可能なものについて外部委託の推進を図るなど業務運営の一層の効率化により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等を含む。）を除く。）の削減に努めることとし、令和元年度予算額に対して 0.5%以上の削減を行う。

(3) 効果的な契約

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手段による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付総管第 284 号）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することを通じて、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

なお、立地条件も配慮しながら、共同調達の拡大等に向け、引き続き検討を行う。

(4) 適正な給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、適正な水準を設定するとともに、その取組状況等を公表する。

(5) 組織再編

東京事務所は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政府関係機関の地方移転として、東広島市からの移転提案を受け、「政府関係機関の地方移転について」に基づき、平成 27 年 7 月 10 日に広島事務所内に移転の上、廃止した。

なお、広島移転に係る政策の効果については地域活性化につながる取組を総合的に判断する。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入の確保等

自己収入の確保に努めるとともに、競争的研究資金等の獲得に努めるなどの経営努力を行う。

なお、新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、

他の研究機関等との連携を強化するほか、共催で実施する業務のうち赤字のものについては、その解消に向けて取り組む。

特許権については、開放特許情報データベース等の技術移転活動を活用するとともに、積極的な広報による普及を図り、特許契約の確保に努める。

また、特許権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努める。

(2) 保有資産の管理

イ 保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不斷の見直しを行う。

ロ 研究施設・機器等については、計画的に整備するとともに、所有する研究施設・機器等のうち供用可能なものについては、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使用を認め、有効に活用する。

(3) 運営費交付金の会計処理

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされた。

収益化単位の業務の予算と実績の比較分析を行って、PDCAによる業務の効率性を検証し、会計情報を用いたマネジメントの実現に資する。

(4) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

財務に関して定める予算、収支計画及び資金計画は、予算【別表1】、収支計画【別表2】及び資金計画【別表3】とする。

(5) 短期借入金の限度額

運営費交付金等の入金の遅延、予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給その他不測の事態により資金の不足が想定される場合は、限度額を300百万円として短期借入金を借り入れることができる。

(6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

(7) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

(8) 剰余金の使途

剰余金は、研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

イ 業務資源の配分、業務の進捗状況の把握等を的確に行い、効率的かつ効果的な運営が図られるよう、理事長のトップマネジメントの下、内部統制についても更に充実・強化を図る。

ロ 内部統制の充実・強化については、酒類総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、リスクマネジメント及び内部監査を適切に実施するとともに、その結果を業務運営に適切に反映させる。

ハ 内部統制推進及びリスク管理に関する内部規程に基づく取組を実施するほか、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、役員会や部門長会議等による定期的な進捗状況等の把握を的確に行い、理事長のトップマネジメントを発揮することにより、その結果を業務運営に反映させる。

その際、外部有識者による助言を受けること等により、客観的で透明性を確保した運営を行う。

ニ 「新サイバーセキュリティ戦略」(平成 30 年 7 月 27 日閣議決定) 等の政府の方針や、独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準と位置付けられた「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」等を参考し、策定した情報セキュリティに関する規程に従い、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、情報システムの安全性の確保及び信頼性の向上のためのリスク管理を行う。

ホ 研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。

また、研究及び調査については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定) に従い、中間評価を実施する。

ヘ 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

(2) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の改修は計画的に実施する。

(3) 人事に関する計画

業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員数の抑制に努めるとともに、酒類総研の人材活用等に関する方針に基づき、女性・若手研究者の活用を促進するとともに、研修等を通じた人材育成及び職員に対する適切な業績評価の推進を図る。

(4) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生に対する所内研修の実施、化学物質等の適正な管理等を行うほか、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

(5) 積立金の処分に関する計画

目的積立金は、研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。

【別表1】

令和2年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	965
受託収入	20
その他収入	50
計	1,036
支出	
業務経費	809
うち令和元年度補正予算	
に係る経費	473
一般管理費	234
人件費	446
受託費用	20
計	1,509

- (注) 1 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。
- 2 業務経費には、令和元年度補正予算（第1号）により措置された日本産酒類の競争力強化・海外展開推進に関する研究及び調査業務に係る事業費が含まれている。

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費については、期間中総額357百万円を支出する予定である。

【別表2】

令和2年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	1,513
経常経費	1,513
業務経費	748
うち令和元年度補正	
予算に係る経費	473
一般管理費	205
減価償却費	94
人件費	446
受託費用	20
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1,513
運営費交付金収入	1,348
うち令和元年度補正	
予算に係る収入	473
受託収入	20
その他収入	50
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	94
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

- (注) 1 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。
- 2 業務経費には、令和元年度補正予算（第1号）により措置された日本産酒類の競争力強化・海外展開推進に関する研究及び調査業務に係る事業費が含まれている。

【別表3】

令和2年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	1,509
業務活動による支出	1,418
うち令和元年度補正予算 に係る支出	473
投資活動による支出	91
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,509
業務活動による収入	1,036
運営費交付金収入	965
受託収入	20
その他収入	50
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	473

(注) 1 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

2 業務経費には、令和元年度補正予算（第1号）により措置された日本産酒類の競争力強化・海外展開推進に関する研究及び調査業務に係る事業費が含まれている。